慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	虞世南の帝王略論について
Sub Title	
Author	尾崎, 康(Ozaki, Yasushi)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1966
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.5 (1966.) ,p.185- 224
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000005-0185

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

虞世南の帝王略論について

尾崎康

一

東洋文庫所蔵の貴重書のひとつに、「帝王略論」がある。唐の「太子中舎人弘文館学士虞世南奉勅撰」、五巻のうち巻一、二、四の三軸を存し、鎌倉時代後期ごろの写本で、文永七年に綏州菅家本を書写したと本奥書があり、金沢文庫に伝えられたものといわれる。昭和七年、この本が東洋文庫の所蔵に帰すると、内藤湖南博士はいちはやく「帝王略論の発見」と題して新聞紙上に紹介の労をとられた。(1)

そのなかですでに実見して写真にとったと述べられているが、パリ国立図書館のペリオ将来の敦煌本のうちに、「帝王論」と題する巻一、二の後、前半、それぞれ三分の二ほどの写本がある。これについては、王重民氏の解説があり、(2)神田喜一郎博士が持ちかえられた写真によって影印が行なわれている。(3)

帝王略論の現存本は、おそらくこの二本のみであろう。旧唐書の経籍志は史部雑史類に、新唐書と宋史の芸文志は子部雑家類に、日本国見在書目は雑史家に、それぞれこの書を著録するが、いずれも「五巻」としている。すなわち

巻三、五の両巻は散佚したらしいが、近年まで残存していたともいわれ、とくに巻五は、京都の佐々木竹苞楼が取扱った記録があり、今後、出現の可能性もないわけではない。

また、王重民氏が指摘されるところであるが、その一部が唐の趙蕤の「長短経」と、おなじく馬総の「通歴」とに引用され、さらに両書から「唐文拾遺」巻十三に収められている。帝王略論は、歴代帝王の事蹟を略述し、それに論評を加えたもので、とくにその論にこの書の特徴があるが、両書に引くところはこの論のみであって、東洋文庫蔵の旧金沢文庫本に欠巻の巻三、五の部分については、巻三の半分ほどにあたる三国時代の数章を除いて、ほとんどがこの両書に採録されていると思われる。

これらによって帝王略論の概要が知られて三十余年を経過したが、その後、詳しい解説も行なわれず、とくにその本文の内容に言及したものをみない。ところで最近、東洋文庫蔵本を調査する機会を与えられ、またパリ国立図書館の敦煌本については、昨夏、同館に赴いて実際に閲覧された竹田龍児教授のご教示をいただいた。この機会を利用して、帝王略論の紹介を試みたいと思う。

二

虞世南の帝王略論撰述の動機については、その序文に詳述されている。要するに唐朝の覇業が成り、四囲も平定されたので、ここで「往代の興亡を鑒、前修の得失を覧」て、歴代帝王の「治乱の跡、賢愚の二貫を説」き、「其の明らかなる者は軌範と為すべく、昏き者は鑒戒と為」そうとしたものである。したがって、まず「略曰」として各帝王の事蹟を略述し、ついで斉国の一公子が上国に知微先生を訪い、この興喪の理のなお疑滞のあるところを尋ねるとい

う問答体をとって、「公子曰」、「先生曰」としてこれを論じている。「帝王略論」の書名は、その故に名づけられたのであろう。金沢文庫本をはじめ、両唐志以下の書目は、九世紀末成立の日本国見在書目を含めて、ほとんどこの名をとっている。

これにたいして、敦煌本は巻一、二の後、前半が存するのみであるが、両巻の尾、首題は「帝王論」である。劉知幾の史通巻十六にも「虞世南帝王論」とあり、その原注に巻四最末の論を引用している。パリ所在の敦煌本は未見であるが、写真によるかぎりでは唐代の写本のように思われ、史通は唐の景龍四年（七一〇）の成立である。

また太平御覧巻百二十九偏覇部南斉蕭宝巻の項に、「唐秘書監虞世南公子先生論云」として論の部分だけが一条引用されており、巻首の経史図書綱目にも「虞世南公子先生論」となっている。秘書監は虞世南晩年の官である。

このように三様の書名がみられる。唐代に「帝王論」であったという確証もなく、「公子先生論」はそれ以上に直截的であるが、本文の構成をみると、略と論は有機的な関係にあるもので、やはり「帝王略論」がふさわしいとみるべきである。

なお、通歴は巻三以前を欠いて序文がなく、引用に際しても書名をあげていないし、長短経も同様である。唐文拾遺が冒頭に「論略」と題しているのも、便宜的なものであろう。

三

つぎに、帝王略論の成立の時期を、撰者虞世南の経歴とあわせて考えてみよう。

虞世南、字は伯施、越州余姚の人で、その伝は旧唐書巻七十二、新唐書巻百二にある。(4) 祖検、父荔は(5)南朝に仕え、

世南は陳の永定八年（五五八）に生まれた。兄の世基[6]とともに学を顧野王に受け、書を沙門の智永に学び、俊秀をもって、晋の陸機、雲の兄弟に方び称されたという。顧野王は玉篇三十巻の著者として名高いが、国史を掌し、通史要略一百巻、国史紀伝二百巻の執筆を企画して、これは成らなかったものの、陳書三巻を撰している[7]。博学と称されるが、とくに史学に通じたという世南の学風は、この学者に師事したことが大きく働いたことであろう。また、智永は王羲之の書を善くし、その真草千字文の真蹟本がわが国に伝わっているが（東大寺献物）、世南は、当時すでにその体を妙得して名声を博していたという。

陳が滅んで兄弟ともに隋に入り、大業初（六〇五―）世南は秘書郎となり、北堂書鈔百七十四巻[8]を編纂し、起居舎人に遷って国史編纂の任にあたった。兄は内史侍郎として煬帝に重用され、かえってそのために宇文化及の煬帝弑逆に際して誅せられるにいたったが、世南は、煬帝もその才を愛しながら厳しい性格を厭い、七品のまま十年のあいだ据えおかれるほどに用いられず、兄の死に際しても身をもって代ることを請うたのであったが、宇文化及に納れられなかった。そして化及を滅した竇建徳の黄門侍郎から、秦王時代の唐の太宗の参軍に迎えられた。ときに、世南は六十才である。それまで躬履勤倹に名利をかえりみず、ひたすら学業に励むのみであったが、この老齢に達して、一転して王朝の表面に登場することになる。しかし世南はついにこの態度をかえず、太宗も「世南に五絶あり、一に徳行、二に忠直、三に博学、四に文辞、五に書翰」と称賛して、終生かれを信任した。

高祖の武徳四年十月、太宗（秦王）は、天下ようやく平げるをもって、宮城の西に文学館を設け、経籍の蒐集に意を用いるとともに、杜如晦、房元齢、于志寧、褚亮、姚思廉、陸徳明、孔顕達、虞世南ら十八人を招き、本官に兼ねて文学館学士とした[9]。太宗はこの十八学士を厚遇して、閻立本に肖像を画き、褚亮に賛を作らせ、珍膳を供給するな

どしたが、とくにかれらを三番にわけて更日に宿直させ、朝謁公事の余暇をみて館中に赴いては、ともに文典を討論したという。そのなかで虞世南は、推挙されて文学の宗となし、記室を授けられ、房元齢と文翰を対掌した。

武徳九年（六二六）六月、太宗は、ついに兄の太子建成を殺してこれに代り、八月癸亥には帝位に即いた。虞世南は、両唐書本伝、および資治通鑑巻百九十一によれば、そのあいだ六月戊辰に太子中舎人に遷り、太宗即位ののち著作郎に転じ、弘文館学士を兼ねている。

一方、唐会要巻六十四の弘文館の条によれば、九月、太宗は弘文殿にふたたび墨書二十余万巻を集め、虞世南ら天下の賢良文学の士を招いて弘文館学士とした。弘文館は、実質的には秦王府の文学館を移したものとなったが、制度上では、武徳四年正月に門下省に修文館が設けられ、それがこの年三月に弘文館と改められていたものである。太宗は文学館とおなじように、学士たちと文義を講論し、政事を商量したが、ここではまた学生を教授し、虞世南は欧陽詢と楷法を講じた。

ところで、帝王略論序が、この書執筆の直接の動機を述べるまえに

伏惟陛下稽古則天、膺図撫運、武功文徳、遠粛邇安。猶且未明求衣、日冥思治、属想大同、凝懐至道、攸南風之在詠、庶東戸之可追。以萬機余暇、留心墳典、鑒往代之興亡、覧前修之得失。乃命有司、刪正四部、研考緗素、網羅遺逸。翰林冊府、大備於茲。

といっているのは、太宗の即位から弘文館の改組のころの情勢にほかならない。そして、金沢文庫本の巻首に「太子中舎人弘文館学士虞世南奉勅撰」とあるのも、ほぼこの時期をさす。

ただし弘文館学士を兼ねたとき、虞世南は著作郎に転じていたという問題があるが、これは「孔子廟堂碑」に「太

子中舎人行著作郎虞世南奉勅撰并書」と自署しているのをみれば、肯けるところであろう。この碑は早く失なわれたが、その唐代の拓本が三井家に遺っていて、虞世南の書法をもっともよく伝えるものとして著名である。さらにこの碑文によると、孔子廟は、武徳九年十二月二十九日の詔勅によって、長安の国子監内に再建されることになったのであるから、その完成ならびに虞世南による撰文は、翌貞観元年以後のことになろう。また貞観三年撰の破邪論の序に、「太子中舎人呉郡虞世南撰并書」とある。これは、実はこの官職名のために偽筆説をも生じているのであるが、書跡はともかく、撰文までを偽作とすることもあるまい。

このようにみてくると、虞世南の「太子中舎人弘文館学士」は、武徳九年九月から貞観三年以後までの範囲となる。そして、帝王略論の成立も、そのころ、すなわち貞観初年（六二七）ごろとみてよいと思う。そして、前掲の帝王略論序がそのあとに続けて

以為乙部之書、其数不少、前後伝記、可相沿襲、殊塗同帰、分流共貫。孟堅因子長之書、范曄用華嶠之草。虞預、王隠既曰同文、謝沈、山松曾無二説。溝洫擬於河渠、恩沢生於倖幸、名異実同、其例非一。亦有弗遵旧体、務存新製、標益士之殊称、騁者之奇名。載記始於鄧珍、雑録聞於何盛。眩目驚心、誇時動俗、変革徒繁、於義無取。

と漢代以来の正史を評しているのは、武徳五年以来懸案であった梁陳北斉周隋の五代史の修撰が、貞観三年の詔勅によって実行に移される、その前のことであろうか。

なお、王重民氏が、玉海巻六十二所引の中興書目の貞観年間成立説にたいして

攷唐書虞世南伝、世南遷太子中舎人在太宗即位之前、然則撰書蓋在秦府時、非貞観間。(10)

と誤ったのは、両唐書本伝が秦王府の文学館を宮中の弘文館と混同しているのに拠ったためである。

太宗はかねてから文学館、弘文館の学士たちと文典について、あるいは政事についてしばしば論議を交してきたが、歴代帝王の治政の得失についても、房元齢、魏徴そのほかの侍臣たちとしきりに論じていることが、貞観政要に明らかである（巻一政体、巻二求諫、巻五論仁義等）。虞世南とはとくにそうで、

太宗重其博識、毎機務之隙、引之談論、共観経史。世南雖容貌儒懦、若不勝衣、而志性抗烈、論義持正。毎論及古先帝王為政得失、必存規諷、多所補益。（旧唐書本伝）

とあるように、帝王略論との密接なつながりが窺われる。

高宗以後、帝王略論がどのように利用されたか、まったく資料がない。両唐志、崇文総目、中興館閣書目、それに宋志等に著録されているから、宋代にはなお存したが、王重民氏のいうように、郡斎読書志、直斎書録解題にはみえず、五代以後伝本はようやく稀になり、宋元ごろに散佚したものであろう。

平安朝のわが国に将来されていたことは、日本国見在書目にみえるとおりである。金沢文庫本には、本奥書に治承五年の年号もあり（巻二）、平安末期以来菅家に伝えられてきたことをものがたる。

さて、虞世南は、そのように太宗に厚く信任されて、老齢を理由に辞任を乞うても許されず、秘書監永興県公となり、弘文館学士のまま、貞観十二年（六三八）五月壬申に死去した。八十一才であった。

虞世南の著書は、北堂書鈔百六十巻が現存するが、ほかに虞世南集三十巻があり、太宗はとくにその序文を褚亮に書かせたという。しかし、この文集は早く散佚したらしくて宋志以下にみえず、民国の張寿鏞輯の虞秘監集四巻[11]に収められた遺文は、そのごくわずかにすぎない。また、虞世南は、隋の起居舎人以来、修史に携ったことが史通に明らかであり（巻一一史官建置）、史書の著述もあったと思われるが、帝王略論のほかにまったく知られていない。ただ太

平御覧（巻二〇時事部春下）、歳時広記（巻一取紅花）に「史略」の名が、引用文一条（同文）とともにみえるのみである。

四

東洋文庫蔵の帝王略論は、五巻のうち巻一、二、四の三軸で、張即之風といわれる堂々たる楷書であり、巻末に治承五年（一一八一）（巻二）と文永七年（一二七〇）書写点校（巻一、二、五）の本奥書があって、文永をさほど隔てない鎌倉時代後期の書写本と思われる。表紙はなく、「帝王略論一」の外題は後人の筆になる。紙高二十九糎。界高二十二・三糎。界幅二・七糎。料紙は雁皮紙で、紙幅が約四十（一五行）、四十六（一七行）、五十四（二〇行）糎の三種があり、現在は各巻二十七枚継ぎであるが、正しくはそれぞれ二十六、八、七枚で、後掲の錯簡の訂正表に明らかである。巻一首、巻四首、尾の内題下部が、縦約十三、横約五糎と大きく切りとられていて、ここに金沢文庫印があったとされる。

内題は、初行に「帝王略論第一（四）」（巻二は第一葉欠）とあり、尾題も同様である。次行は一字を低して「太子中舎人弘文館学士虞世南奉勅撰」と撰者名があり、以下、巻一は序、目次、巻二、四は目次（巻二目次は実は巻五目次）を掲げて本文に入る。本文は毎行十三字で、墨筆の訓点、四声点、朱筆のヲコト点、勾点が施されている。紀伝点であって、それは巻末につぎの本奥書があることによって首肯されるところである。

巻一　本云／文永七年六月廿日以総州菅公之本書写点校了

巻二　本云／文永七年五月六日以総州菅公氏之本書写点校了

本奥云／治承五年正月十一日見畢　　存判有之

巻五　本云／文永七年五月十六日以総州菅公氏之本書写点校畢

本奥云／写点畢　　在判

このうち巻五の奥書というのは東洋文庫蔵本に現存するわけがなく、京都竹苞楼の「古籍鑑定書目」に模写されてあるもので、後述を要するが、ひとまず並記しておく。

これらの本奥書によって、東洋文庫現蔵の金沢文庫本は、文永七年（一二七〇）に総州の菅家本を書写点校した本から、さらに転写したらしいことがわかる。その菅家本には治承五年（一一八一）の本奥書がみえるから、帝王略論は、平安朝末期以来菅原家に伝えられてきたものと思われる。そして、その転写本が金沢文庫に入ったわけであるが、そののちのことを関靖氏は、金沢文庫の延宝（一六七三―八〇）の書目にこの書名がみえないから、それ以前に文庫を出たものらしいといわれる(12)。

この鎌倉後期写本はみごとな楷書であるが、異体字がきわめて多い。完（肉）のようなわが国中世に顕著な例もあるが、多くは中国の六朝唐に盛んに用いられ、わが国にも行なわれた字体であるが、活字の制限もあってここには例示できない。

ところで、この本には甚しい錯簡があるので、これを正しておこう。

巻一	（正）	
（現在）		
巻 1 第1葉	… 1	
3	… 2	
4	… 3	
5	… 4	
18	… 5	
2	… 6	
15	… 7	
2—26	… 8	
1—16	… 9	
17	…10	
9	…11	
10	…12	
11	…13	
12	…14	
13	…15	
6	…16	
7	…17	
8	…18	
24	…19	
14	…20	
23	…21	
22	…22	
21	…23	
19	…24	
20	…25	
27	…26	

巻二（正）	（現在）
1	巻 5 第1葉
2	2— 2
3	14
4	1—26
5	2—15
6	16
7	25
8	19
9	18
10	20
11	4
12	21
13	22
14	23
15	24
16	12
17	10
18	13
19	5
20	7
21	3
22	6
23	8
24	9
25	1—25
26	2—17
27	11
28	27

巻四（正）	（現在）
1	巻 4 第1葉
2	2
3	3
4	10
5	4
6	5
7	6
8	7
9	8
10	9
11	26
12	25
13	24
14	23
15	17
16	22
17	21
18	20
19	19
20	18
21	15
22	16
23	13
24	14
25	12
26	11
27	27

右側が正しい順序であり、左側は現在の各葉の順序（位置）である。巻一、二が両巻にまたがって交錯しているが、とくに巻二は第一葉が欠落し、かわりに巻五の第一葉（首数行欠）のあることは注目を要する。

この巻五の一葉は、首題など首数行を欠いているが、巻一、四の例によれば、首題、撰者名それに目次の初二行の計四行の欠脱と思われる。不完全な一葉であるが、通歴の巻五該当の論を検討する際に、この目次の部分の存在は意味がある。たとえばこれによると、通歴そのほか一般の場合と異って後魏、周、隋、後斉の順序であること、通歴に論のある帝王だけがこの目次に名を連ねていることが知れ、帝王略論が五巻の書であることが確認されるのである。

ところで先に触れたように、京都の竹苞楼の古籍鑑定書目に、巻五尾数行の模写がある。この書目は、竹苞楼の先々代の佐々木春行氏が、取扱った貴重古書や資料の一部の模写、あるいは断簡を貼布して記録し、手控えとしたものである。竹苞楼は幕末明治にこの巻五を取扱い、そのときに写しとったわけで、巻首一葉は現存するのであるが、残

りの大半の行方は知れない。

模写は薄葉紙にていねいになされたもので、本文は巻尾の二行二十字（第二行は七字）、「帝王略論第五」の尾題、その下に「金沢文庫」印、そして前掲の本奥書があり、そのいずれも重要な資料的価値をもつのである。

まず、本文の二十字は、通歴所載の北斉後主の論の尾二十字と完全に一致する。先に巻首の目次によって、帝王略論では周隋が先んじて後斉がのちになり、巻五の最後に後斉の温公（後主）の略と論があることがわかったが、本文もそのとおりなのである。そして、帝王略論は、この巻五をもって完結することが実証される。金沢文庫印記は、東洋文庫蔵本ではすべて切取られて現存せず、わずかに巻四尾の切取りあとに上郭の一部が残っていて、その幅と墨印であることとがわかるのみであるが、この模写によって、明らかに金沢文庫印であることをはじめ、大きさなどが知られ、その一一一号大型単郭印であることが確認されている。(13)

ところで本奥書の総州菅公氏であるが、菅原孝標が女を伴って上総介に赴任してから、菅原氏と総州はゆかりが深いようで、尊卑文脈(14)によると、鎌倉時代には四人の上総介を見出すことができる。そのうちの高辻家の菅原長経については、公卿補任の伏見天皇正応三年(15)の条によれば、正元二年（一二六〇）四月八日から翌弘長元年七月二十一日までと、同二年十月十三日から文永六年（一二六九）四月十日までの二度、上総介になっている。その離任は、本奥書の文永七年に一年のずれがある。長経が蔵書の一部を残していったということもありえなくはないが、その後任、すなわち文永六年四月以後の上総介が引きつづいて菅原氏から任命され、かれが帝王略論を所持していたという推定の方が近かろうけれども、その人物はわからない。長経は上総介在任のとき従五位であったが、のち参議、刑部卿となり正二位にのぼり、正和四年（一三一五）に七十四才で死去した。尊卑分脈にみえるかぎりでは、菅家の上総介で公

卿輔任に収録される三位以上に昇任したものは、ほかにいないのである。長経にかなり世代の近いと思われるのは、唐橋家の公民であるが、正五位におわったために、上総介在任期間などは明らかにされず、むしろ長経より前任であるかもしれない。(16)

いずれにしても、文永年間に総州の菅家、おそらくは上総介の菅氏が、治承五年以前書写の帝王略論五巻を所蔵していたものらしい。それを文永六年夏に書写したものがあり、その後四、五十年以内にさらに転写されて金沢文庫本となったのであろう。それも近世初期にはすでに金沢文庫から失われて諸処を流転し、そのうちの三巻は昭和初期に東洋文庫に安住するところとなったのである。

五

パリ国立図書館所蔵の敦煌本帝王略論は、ペリオ番号二六三六の写本一軸で、巻一（首欠）、巻二（後半欠）を存する。敦煌秘籍留真新編に全巻の写真があるが、きわめて不鮮明であって、概略はわかるものの判読不能の文字がかなりあり、終りに近く錯簡らしいところもあって、資料として充分なものではない。たまたまパリに赴かれた竹田教授が、この敦煌本の帝王略論を閲覧されて、写真による疑点そのほかについてご教示くださり、また鮮明なポジフィルムをお持ちかえりくださった。これらによると、この帝王略論の概要はつぎのごとくである。

巻頭は序の大半、五分の四強ほどを欠き、さらに残った序の尾から巻一本文のはじめにかけて、上部三糎ほどを欠損している。巻一尾は、本文末尾の下に二字あけただけで、つづけて「帝王論第一」と尾題を記し、次行に「帝王論第二」と起首している。題名が「帝王略論」でないことは、前述のとおりである。巻尾は前漢元帝の略の途中で切れ

ているから、巻二のほぼ中央までである。

紙高約二十七糎、界高約二十五糎、界幅二糎。序は上部二字が欠けているが、それも含めて毎行二十三―四字、本文は小字双行で毎行二十五字内外。欄外「略曰」の頭部に、その王朝、帝王などの見出しがある。また、稀に行間に朱筆で脱字が補われ、終りに近い部分には、一行おきに朱筆の部分が十三行ほどある。朱墨とも同筆と思われる。

さてどうにも不審なのは、この一行おきに朱筆のところ、すなわち巻二の漢武帝論から昌邑王論にかけての二十五行で、それまで順調にきた文章が、急に一行おきにとびながら十三行つづき、もとへもどってとばされた一行おきの十二行につづき、そのあとはふたたび正常になるものである。これは写真でみるかぎりではまったく理解に苦しむが、実物をみていただいたところ、はじめに一行おきにとんだ十三行が朱書であるという。つまり、これら本文は小字双行であるが、まず武帝略がその界内の右行いっぱいに墨筆で終り、左行に朱筆で「公子曰観漢武帝…」に起首して、一行おき、つまり左行のみに武帝論が五行、ついで「略曰昭帝」がおなじく八行と、朱書がつづいて、昭帝略がおわったところで、もとへもどって空行となっていた右行に、こんどは墨筆で「公子曰漢昭帝…」と昭帝論が五行、「略曰昌邑王賀…」と昌邑王略が六行、そして昌邑王論に入ってその第一行と十二行で変則の状態がおわり、その第二行からは正常に界線内に右左双行墨書でつづいていくのである。ともかく文章は切れることなく繋がるのであるが、筆写者がどうして武帝論と昭帝略の十三行だけを隔行に朱書したのか、まったく想像もつかない。

紙背ほぼ中央には、「上易定盧尚書　薛逢」撰の首四十二字が三行にわたって書写されている。なお、裏打ちが施されている。

この敦煌本所収の巻は、金沢文庫本にも存するわけであるが、金沢文庫本の巻二首第一葉がないので、この部分だ

けは敦煌本が補うことになる。

本文については、両者のあいだにほとんど差異は認められず、たがいに誤字脱字を訂し、補う関係にある。それは、どちらかといえば、金沢文庫本の方が誤字は少なく、脱字がややみうけられる。たとえば巻一の虞舜の

…垂為共工、以典工巧、益為朕虞、以育草木。……詠南風之詩曰、南風之薫兮、可以解、吾民慍兮。

の傍線のところは、金沢文庫本になく敦煌本で補われるものである。

敦煌本は細字であるが唐風のあざやかな楷書で、おそらく金沢文庫本の書写年代に大きく先んじるのであろうが、菅家伝来の金沢文庫本も鎌倉時代後期まで伝写されてきて、なおすこしも価値の劣るものではないのである。

六

長短経、あるいは儒門経済長短経九巻は、唐の趙蕤の撰、新唐志子部雑家に「趙蕤長短要術十巻字大賓、梓州人、開元中召之、不赴」と、宋志以下に九巻と著録されるものである。(17) 読画斎叢書などに収められている。

この長短経巻二の君徳第九に、帝王略論の論が引用されている。この篇は、諸書を引きつつやはり三皇五帝からその君徳を述べるものであるが、本文および注文（自注）の一部に、「公子曰」を「或曰」とし、「先生曰」を「虞南曰」と避諱して、帝王略論の論を二十数条ほども引用するものである。

引用はもとより一部であり、文中に省略も行なわれ、順序も適宜前後させてある。そのうち後漢までと南朝の帝王については帝王略論自体が現存し、晋以後については通歴所引の論がより完全であるから、資料的にはさして利用するまでもない。ただし、三国魏の比較的長い一条だけは、完全な佚文である。

馬総の通歴は、新唐志以下に「通暦十巻」と著録されている。民国五年の葉徳輝の鉛印本があるが、書名が「通歴」となり、宋の孫光憲の続編が加えられて十五巻になり、首の三巻を欠いている。この本には、道光元年徐渭仁、道光十三年徐松の跋文があって、黄蕘圃の士礼居という者の鈔本を転写したという。

馬総は中唐の人で、長慶三年（八二三）に戸部尚書で死去した。公務の余暇に書を離さず、奏議集（新唐志・三十巻）、年暦（新唐志・唐年小録八巻）、通暦、子鈔等百余巻を著わし、世に行なわれたという。(18)

通歴は、現在巻三までが欠けているのであるが、玉海巻四十七所引の中興館書目に

起天皇氏、総以史籍繁蕪、故上索三墳、中稽五典、迄隋季為十巻。

とあるように、三皇五帝からはじまって、巻四以後は晋、南朝、北朝の順に巻十の隋にいたる。巻十一以下の五巻は、孫光憲の続通歴で、唐、五代を扱う。したがって、通歴は帝王略論と同じ時代を取扱っているわうであるが、さらにその本文も完全にその体をとったものである。まず、各皇帝の帝紀があるが、これが帝王略論の略にかなりの類似点をもつ。通歴は通史であって、巻数が倍であり、一巻の字数も多いので、歴代の全帝王と取りあげ、記事の量も豊かで、とくに現存の巻四以下は、帝王略論の巻三の後半以下の時代を、七巻にわたって記録するから、内容は詳しい。しかし、そのなかに帝王略論の略にみえる記事はだいたい含み、しかもほとんどおなじ文章である。のちにも述べるように、五人をかぞえる南朝の廃帝などはその全文がまったく極似している。論にいたっては、帝王略論のものをそのままとり、まったくおなじ形式で、当該の皇帝のつぎに「公子曰」、「先生曰」と掲げるのである。帝王略論（巻四）、通歴（巻六・七）ともに現存する南朝についてみると、この論の引用には一の省略もない。したがって通歴には、この巻にかぎらず、帝王略論の論は残らず採録されているものと考えられる。そうであれば、金沢文庫本に欠

けた巻三と巻五、すなわち晋と北朝についても、論だけは通歴所載文をもって完全に補えることになる。ただ三国については、通歴も欠巻であって、長短経によって補われるが、これが一篇しか引用されておらず、虞世南の論は、巻三前半の三国にかぎって窺いしれないのである。

ただし、長短経には「虞南曰」とあるのにたいして、通歴はこれが虞世南の論であることをなんらことわっていない。これを明らかにしたのは直斎書録解題であって、徐渭仁の跋にそのことが指摘されている。

なお、通歴巻九の北斉、巻十の北周、隋に、「論曰」、「史論云」、「鄭文貞公魏徴論略云」にはじまる論賛が六ケ所あるが、これはむろん帝王略論のものではなく、いずれも北史から引いたのであろう(19)。

通歴は、このように帝王略論に拠るところが多いが、通史であるという点で根本的に異っている。したがって、通歴は歴代の全帝王を網羅し、桓玄（巻四）、侯景（巻七）や後梁の宣帝、明帝（巻七）をもとりあげ、あるいは帝王略論が無視した十六国に、巻五の全巻を費している。これにたいして、帝王略論は、とくに賢君悪主をとりあげて論評するのが目的であるから、ただ凡庸な皇帝は省略されるのである。

本文の内容も、帝王略論はひととおり廟号、諡号、諱を掲げるが、伝記的な記事を最少限にとどめ、賢君悪主としての特徴的な事件を重点的にとりあげて、政治史の推移はほとんど無視し、皇帝の個性を強くうちだしている。一方、通歴は、それらを含みつつも、全体として正史の帝紀を要約したかたちをとっている。したがって記事の分量も多くなり、各期の始祖のように事蹟に富む皇帝については、帝王略論も比較的長いのであるが、それよりはるかに詳細をきわめるものになる。ただし、廃帝のごときは、帝王略論は悪主の見本としてとりあげ、通歴は事蹟に乏しくて簡略に扱うために、ほぼおなじ分量となり、非常に似た文章になる。宋の少帝は、帝王略論は滎陽王と称するが、そ

の全文といっていいほどがまったくの同文である。

このように、通歴は通史であるという点で基本的に異っているにもかかわらず、その実、本文、論賛とも、帝王略論の焼直しというに近い。しかし、それだけ帝王略論の欠巻を補うのに貴重な存在たりうるのである。

長短経と通歴の引くところの虞世南の論は、「論略」と題して陸心源の唐文拾遺巻十三に収められている。漢景帝論以下、魏武帝論（推定）までの九条は長短経から、晋以降は長短経にあるものでもすべて通歴からとっている。陸氏十万巻楼叢書本は、世、玄、弘等の避諱があるが、両書とも底本は示されておらず、読画斎叢書本長短経、葉氏刊本通歴と、ときに字句の相達がみられる。

七

さて帝王略論本文の内容であるが、すでに述べてきたように、本書は五巻に分かれ、巻一の巻首にかなり長い序があって撰書の目的を述べ、以下、巻ごとに目次があって、三皇五帝から隋にいたる諸帝王の略史と論賛を、駢文を駆使して記述している。

序は「臣世南言」にはじまる上奏文で比較的長文であるが、大きく二段に分かたれる。前段では過去、現在の史籍を展望し、批評して著作の動機と意図を述べ、後段ではその形式、主題、それに史観を明らかにしている。さらにこれを七節に細分して要約すると、ほぼつぎのごとくである。

まず、「遂古の初は繩を結びて治め、軒轅の世に文学興れり、史官の作は爰に此より始まる」から、修史の沿革をきわめて簡略に述べる。そして、春秋の三伝があらわれてから史書は多いが、多く時勢に阿り、君主に媚び、愛憎の情をもって事を記して、良史は少なく、古今の嘆ずるところであるという。

ついで、太宗が覇業を成しとげ、意欲的な政治を行ないながら、余暇には墳典に心を留めて、四庫の書の蒐集に努力することを賛えるが、このところの本文はすでに第二章に引いた。

ところで、こうして集められた乙部の書は少くないのであるが、いずれも名は異れども実は同じで、変革いたずらに繁く、義において取ることなしと、例をあげて述べている。このところも引用してある。

そこで、それら浮辞、冗長を削り、簡要を旨として一文を草し、論をつくらしめよというのである。

つぎに本文の構成に触れて、斉国の公子と知微先生を登場させる。芝居がかったお膳立である。

つづいて、論議の主題が明らかにされる。公子の問に「古今の治乱の主を歴観するに、或いは年世長遠に、或いは危亡殊滅せり、興喪の理は何の由る所と為す。豈に天意ならんや、其れ人事ならんや。」というもので、この疑点について教示を求めるのである。これにたいして先生は、「乃ち君長を樹立して之を司牧と為し、善を為さば、則ち天、之に福を降し、禎祥至り、悪を為さば、則ち天、之に禍を報じて妖孽生ず。…天意人意相参わりて成れり。」と答えて、その史観を表明している。

さらに先生の答がつづくのであるが、最後にこの著作の目的を述べている。王朝も三代におよべばとかく昏明の主があらわれ、治乱の世となるものであるから、いま治乱の跡、賢愚の二貫を説くこととし、その明らかなものは軌範とし、昏きものは鑒戒とするに足りるであろうというもので、控えめであるが、太宗にたいしていわれているものと

とってよいであろう。

帝王略論でもっとも精彩にとむのはこの序なのであるが、とくに第一、三節をあわせて、きわめて簡略で劉知幾の史通には質量ともに及ぶべくもないが、史学史に触れるところがあり、また、論の本文とともに後述するが、歴史は天意と人事が相参わって成るという、虞世南の歴史観の根底にある天命論が、注目を引くのである。

帝王略論は、三皇五帝から隋にいたる諸帝王を扱うが、その五巻の構成は、第三、五巻の欠巻を含めて、巻一に先秦、巻二に両漢、巻三に三国晋、巻四に南朝、巻五に北朝となっているようである。各巻ごとに目次を示すと、つぎのごとくである。

巻一

太昊　炎帝　黄帝三皇　少昊　顓頊　帝嚳　唐堯　虞舜五帝

夏禹　太康　少康　（桀）

殷湯　太戊　武丁　紂

周文王　武王　成王　（康王）　厲王　宣王　幽王　平王

秦始王　二世

三皇五帝については、古来異説が多いが、たとえばこれよりのちに司馬貞が史記に付加した三皇本紀、および史記五帝本紀の

三皇　大暉　女媧　炎帝　　五帝　黄帝　顓頊　帝嚳　唐堯　虞舜

などと異なるのであって、これに一致するものに、尚書孔安国序、皇甫謐帝王世紀などがある。帝王世紀は、のちに述べるように帝王略論巻一、とくに三皇五帝のあたりの執筆にあたって、虞世南が直接の典拠としたと思われるので、このことにも注目しておきたい。

夏殷周の諸帝のうち、夏の桀と周の康王については、金沢文庫本、敦煌本ともに、目次にその名がなく、本文には「略曰」がたてられている。その桀を含めて、夏、殷においては、王朝の創業、復興の賢君と、破滅の暴君とが対照的に選択されている。これにたいして、周では文王から歴代の王をとりあげ、康王から「八世にして厲王に至る」と省略したあと、さらに東遷した平王まで続く。これは巻二の漢以後と共通した形式であって、七代の連続の省略も後漢に例がある。ただし、東周についてはまったく省略し、平王のところに「後二十二世にして赧王に至り、秦の滅ぼすところとなる」と書きそえるだけであり、春秋戦国の諸公にも一切触れていない。

巻二

漢高祖　(恵皇帝)　太宗文皇帝　世宗景皇帝　世祖武皇帝　孝昭皇帝　海昏侯　高祖孝宣皇帝
孝元皇帝　孝成皇帝　孝哀皇帝
偽新王莽
後漢世祖光武皇帝　顕宗孝明皇帝　粛宗孝章皇帝　孝桓皇帝　孝霊皇帝　(孝献皇帝)

金沢文庫本第二巻の目次の部分は、首数行が欠けて巻次がみえず、実は巻五のものであり、ここに掲げたものは敦煌本による。本文に前漢の恵帝の略はたてられていて、漢書に密接な一証かと思われる。後漢の献帝は、霊帝略に続いて独立していないが、本文の形式は諸帝におなじい。暗君の代表的な例として、海昏侯が略論ともにとりあげら

れているのが特徴であるが、廃帝はすべて封号で呼んでいる。前漢では、両少帝と平帝、孺子嬰がたてられず、後漢では「章帝より已下八世桓帝に至る」と七代が省略され、弘農王がなく、獻帝も独立してはいない。これ以後も、王朝最後の君主は、その名と滅亡についてはわずかに書きそえられるが、いずれも「略曰」とはたてられないのである。

巻三は、全巻が亡佚したうえに、通歴も三国までを欠いているので、内容がはっきりしない。しかし、長短経にみえる佚文一条から推すと、三国は曹操、劉備、孫権の順に、それぞれに略がたてられたかのようである。そうだとすれば、

魏太祖武皇帝　　蜀漢昭烈皇帝　　呉王孫権

のように列挙されたのであろうが、確証はないから、魏の武帝だけを挙げておく。そのあと、すくなくとも魏については文帝曹丕などの略と論があったのであろうが、長短経はこのほかには引いていない。後半の晋については、通歴巻四に論がすべて採録されていると思われ、巻一、二、四の例では略のたてられている帝王はすべて論が附されているから、通歴に論のあるものを挙げる。

魏太祖武皇帝
晋高祖宣皇帝　粛宗景皇帝　太祖文皇帝　世祖武皇帝　孝恵皇帝　中宗元皇帝　粛祖明皇帝　孝武皇帝
偽楚桓玄

魏では、巻二、四に準ずれば、文帝、明帝も当然たてられたであろう。晋の明帝の論は、公子の問が「東晋は元帝

より已下何か賢主と為す」というのに、明帝をあげているもので、通歴では、明帝とこの論のあいだに成帝、康帝、穆帝、哀帝、廃帝、簡文帝を列挙しているが、帝王略論も、そのすべてとはいかないまでも、いくにんかは略にとりあげていると思われる。

桓玄は論があって、巻二に「偽新王莽」の例があり、通歴に「偽楚桓玄」とあるのでそれに従った。

巻四

宋高祖武皇帝　滎陽王　太祖文皇帝　世祖孝武皇帝　前廃帝　太宗明皇帝　後廃帝

斉太祖高皇帝　世祖武皇帝　鬱林王　高宗明皇帝　東昏侯

梁高祖武皇帝　世祖孝元皇帝

陳高祖武皇帝　世祖文皇帝　高宗宣皇帝　長城公

この南朝の巻は、金沢文庫本が完存する。ここにみえないのは、宋の順帝、斉の海陵王と和帝、梁の簡文帝と敬帝、陳の廃帝であって、いずれも在位期間わずかにして禅り、あるいは廃され、弑されたものであるが、前帝の略の末尾に数行の記事はある。この時代は、王朝の興亡があいついだだけに、その始祖の才略を比較し、また「宋斉二代に廃主五」といった暗愚の君主にたいして、虞世南の論評が興味深い。

巻五は、本文の大半がないが、金沢文庫本の首数行の欠けた第一紙一葉が巻二の巻首にあって、目次のほとんどは窺いしることができる。後魏の孝明帝以前が不明確であるが、巻三のように通歴巻八を参照して、その論のあるものをあげればつぎのごとくである。

後魏太祖道武皇帝　世祖太武皇帝　顕祖獻文皇帝　高祖孝文皇帝　粛宗孝明皇帝　孝荘皇帝　孝静

皇帝

周太祖文皇帝　孝閔帝　世宗明皇帝　世祖武皇帝　宣皇帝

隨高祖文皇帝

後斉高祖神武皇帝　顕祖文宣皇帝　武成皇帝　温公

後魏孝荘皇帝以後は金沢文庫本に拠ったのであるが、「周大祖皇帝」、後斉「顕祖文皇帝」とあるのは補ってある。また、この目次は二段に書かれているのであるが、後魏の孝荘帝の上段とその右の二帝の「皇帝」の文字が残存していて、ともにそれが第三、四字めと思われるから、この二帝には廟号が冠せられていないようである。この残欠部分は目次にもう二行あったと思われるから、孝荘帝の上段とあわせて五帝とすると、通歴に論のある道武、太武、獻文、孝明の五帝とみて誤りがないと考えられる。

国号を後魏、後斉とするほか、周、隋、後斉の順序が特徴である。論において、「高氏は河海の利を負い、周人は崤函の険を固む、その智略を論ぜば、孰れか優となす」、「高緯の昏乱は周の天元に匹す、孰れか愈るとなす」と斉周を対比しているのに、なぜこのように配列するのか、唐に連なる西魏、周を正統としたにしても、その意図が理解しにくい。前朝の隋の煬帝を省いたのも、理由のあることであろう。なお、後魏に限って、冒頭に始祖の帝王でなく、

略曰、後魏出自黄帝子昌意少子、受封北土、有鮮卑山、因以為号、復以黄帝以上王、北俗謂土為託、后為跋、故以為氏、或云漢将李陵降（以下欠）

とはじめていて、通歴もこれを踏襲している。

八

まず、略について述べよう。

記事の形式、内容は、まず各帝王の帝号、廟号、諡、姓、父祖とその続柄、即位改元の年号などを挙げたあと、かなり簡略に事蹟を述べるものである。それでも、各王朝の始祖や、漢の武帝のような帝業の盛んな諸帝については、生誕の伝説、治政、逸話など盛りだくさんに取りあげているが、それだけ断片的にならざるをえない。「略曰」に関しては、その記事の撰択に多少この書の性格があらわれるものの、史料としても史観においても、興味深いものはなく、そのような記事の断片的な羅列にすぎないといってよい。王重民氏が「是書文辞膚浅、誠為為初学而作」と評するのもそのゆえであろう。先秦の巻一、とくに三皇五帝のごときにそれは著しいが、ここでは論がないこともあって、ほぼ「有聖徳」（太昊）、「天下大治」（少昊）、「萬物有序」（顓頊）、あるいは「鳳皇巣乎阿閣、麒麟遊乎苑囿」（少昊）、「景星見、甘露降、醴泉出、朱草生、鳳皇止庭」（唐堯）のように直接間接に治政を称えるもの、諸礼を制し、楽を作り、種穀交易を教えるなど諸制度の創始を特筆するものに限られる。太宗の治政のうえで規範鑑戒となるべきことを、歴代帝王の事蹟を例として具体的に挙げるわけであるが、巻二以後になると、内容は多岐にわたる。それは要するに、虞世南がすでに北堂書鈔の帝王部に分類し、かつ綜合したところのものとみてよかろう。北堂書鈔の帝王部は、通行本によれば二十二巻にわたり、帝王惣載以下、創業、功業、帝徳、納諫、用賢、あるいは恩幸、奢侈、昏徳など七十五項に分かたれる。例えば、前述の三皇五帝のものは徴応であり、制作、教化であり、漢の高祖が感龍して生まれたのは誕載であり、隆准にして龍顔なのは奇表であり、泗水の亭の長となり、また芒碭の山沢の間に

隠れたのは潜晦であり、文帝が肉刑を除いたのは体仁であり、張武の受賂に賞賜して心に愧じしめたのは弘量であり、千里の馬を還し、身に戈綈を衣、寵愛する慎夫人の衣が地を曳かなかったのは倹徳であるごとくである。ただし、北堂書鈔は古代を重んじて、漢代以後、とくに三国以後はほとんど例に挙げられていないのであるが、帝王略論巻二以下の記事の内容は、おなじようにこれら諸項に織りこまれるべきものなのである。

いずれにしても、周代以後ほとんどの帝王をとりあげようとすれば、分量からいって叙述に無理が避けられない。漢の高祖の略は、約八百二十字あって比較的長いものであるが、そのなかで時期によって高祖、沛公、漢王、帝、高帝（恵帝略）と称号を用いているのが、漢王の場合のように必ずしも正確でなく、むしろ錯綜させてしまうのである。また、宋の明帝、斉の明帝の諸王の誅戮の事件をとくに記述するのであるが、宋の明帝の場合、即位の前後、延興元年、永泰元年の二度に、河東王鉉、桂陽王鑠らを誅したのに、この十八王が両時の区別なく、すべて永泰元年として扱われるような混乱もある。一方、漢の武帝の酎金の記事の一部のように、漢書や続漢書礼義志などにみえない部分を含む場合もある。陳の長城公が「大業中殂」とされているのは、陳書巻六後主紀に「仁寿四年十一月壬子薨於洛陽」とあるのに従うべきであろう。

ところで、虞世南は、かねてから博識を謂われ、列女伝の全文を暗記していたという逸話もあり、また北堂書鈔のような類書を著わし、さらに文学館、弘文館にあってその多数の乙部の書を読破していたであろうから、この程度の帝王の事蹟の略述は、きわめて容易なことであったと思われる。しかし、実際の執筆にあたっては、直接参照する史書が必要なわけで、それには帝王世紀、漢書などが利用されたようである。

晋初の皇甫謐の帝王世紀十巻は、佚書であるが、「起三皇、尽漢魏」（隋書経籍志）といわれ、初学記、芸文類聚、太平御覧など唐宋の類書に多く引用され、とくに太古の部分はその帝王部、皇王部の記事の中心をなしており、また明清以来、佚文の輯集に努力が傾けられ、近年に徐宗元氏の帝王世紀輯存がでて、これらが集大成された。いま、帝王略論の本文をこれと較べることとし、冒頭の太昊を例示すると、つぎのとおりである。

帝王略論

太昊帝庖犧氏、姓風。蛇身人首、有聖徳。始作瑟卅五弦、制嫁娶之礼。受龍図、有景龍之瑞、故以龍紀官、故曰龍師。仰則観象於天、俯則観法於地。始作八卦、以通神明之徳。結繩而治、為網罟、以畋以漁。取犧牲、以充庖厨、故号曰庖犧氏、或号伏犧氏。

帝王世紀

太昊帝庖犧氏、風姓也。蛇身人首、有聖徳。…作瑟三十六絃。…制嫁娶之礼。取犧牲、以充庖厨、故号曰庖犧。…或謂之伏犧。（太平御覧巻七八、易繋辞下正義）

有景龍之瑞、故以龍紀官。（初学記巻三〇等）

仰観象於天、俯観法於地。…於是造書契、以代結繩之政。画八卦、以通神明之徳。（太平御覧巻七二一）

三十五弦と三十六絃が異なり、結繩の政が反するが、そのほかはまったく同文であり、文字のみの違いにしても、二、三にすぎない。結繩のところは、周易繋辞伝下に「作結繩而為網罟、以畋以漁」とあるもので、帝王世紀も佚文であり、太平御覧の引用文もしばしば省略が行なわれているから、原文にどのようにあったかわからないのである。この例によるかぎりでは、帝王略論の「略曰」は、帝王世紀から抜萃したものであるといっても、けっしていいすぎ

にはなるまい。この太昊の条はいささか極端で、記事の豊富な堯舜になると、そこまでは一致しないが、やはり同じ文章が帝王世紀の随所にみえ、さらに帝王世紀が引く論語の一条を、ほぼそのまま用いてさえいる。これを直接の典拠としていることに、疑いの余地はないのである。

五帝以後は、史記に五帝本紀、夏本紀などがあり、一方で帝王世紀の佚文が、夏以後、王によって激減するものがあるが、夏、殷、周を通じて、史記に拠ったとみられる形跡はほとんどない。たとえば史記の夏本紀は、地理的な記述が多いのに、帝王略論はそれに関心を示す余裕がなく、かえって史記にはみえない記事が頻出し、要するに記述の傾向が違うのである。

くだって巻二の漢になると、帝王世紀の佚文はいよいよ減少して比較の対象たりえなくなるが、それとともに史記、漢書にきわめて似てくるのである。高祖、文帝紀などは、漢書が史記を襲って、ともに似た文章が多いが、帝王略論も、本紀のほかに、志、列伝にわたってほとんど同文を引用している。しかし、字句を仔細に検討してみると、漢書の文章により近く、また、史記は孝武本紀でおわること、帝王略論が恵帝略をたてていること、元帝略の末尾に漢書の班彪の賛を、文帝景帝論の公子の問に班固の賛を、ともにそのまま用いていることによって、漢書が有力な典拠として考えられるのである。後漢以後は、先の帝王世紀、漢書ほどには本文が一致しないが、范曄の後漢書、沈約の宋書などの一部と大同小異であり、後漢の明帝略には、范曄の論賛の一節が引用されている。

これら略については、序にいうように「宜しく浮辞を翦截し、冗長を刪削し、略ぼ簡要を存し」ているが、「孟堅（班固）は子長（司馬遷）の書に因り、范曄は華嶠の草（後漢書本九七巻）を用い、虞預（晋書本九三巻）、王隠（晋書本四四巻）は既に同文を曰い、謝沈（後漢書本一二二巻）、山松（袁山松・後漢書本一〇〇巻）に曾て二説無し」というのと

は、まったく同類と化したといえるであろう。

九

ついで論であるが、これはその大半が現存するといってよいであろう。

巻一、二、四については、金沢文庫本があるから問題はない。その巻四の南朝のところは、通歴では巻七、八に相当するが、ここに帝王略論の論は遺漏なく収録されている。このことから推して、通歴は虞世南の論をすべてとっていると考えられ、帝王略論巻五の目次もそれを裏づける。したがって、巻三後半の晋と巻五の北朝の論は、おそらくその全部を通歴引用文をもって見ることができよう。惜しまれるのは通歴も巻四以前を欠いていることで、このために、帝王略論巻三前半の三国については、長短経から一条を得るにすぎない。

金沢文庫本の巻一、二、四についてみると、論は夏以後の略のある全帝王について行なわれている。これには二種あって、略のあとにすぐ論じられるものと、ときには王朝も異なる二帝以上が一括されて、その一方において論じられるものとである。後者の場合、とくに二王朝にまたがると、一方は略の所在から離れ、ときには巻も異なるので、略のおわりに「論在漢光武帝章」（夏少康・殷太戊）のように注記されることが多い。

形式としては、「公子曰」と「先生曰」の問答体をとっており、論の結びを周易、毛詩、春秋、論語などを引いてしめくくったりするが、内容的には各帝王の優劣賢愚の比較論が多い。「漢の武帝を観るに雄才大略なり、前代の何れと方ぶべき」、「漢の昭帝、周の成王、年幼なるを以て並びに合聞あり、孰れか賢と為す」のように問い、「（漢の）明帝は政治明察なり、孝宣に比すべくして度量及ばざるなり。章帝は仁恕恭倹、太宗の風あり、二帝の文景に比ぶれ

ば、体を具えて微なりと謂うべし」のように答えるものである。そのあいだにおのおのの才能、手腕、政策、業績、功罪、あるいは仁義などが論じられるのであるが、主題は興衰の理を説くにあると、序にいうごとくである。

したがって、この論によって虞世南は具体的に理想の帝王像をつくりあげるのではないが、とくに仁、義、徳、あるいは王道というものを強調し、布衣から身を起して帝業を創めたもの、衰弱した王朝に中興をもたらしたものを賛える。そして、興衰の理を天意によるものか、人事によるものかと断ずるのが特徴である。

その帝王論についてみると、まず

夫帝王者、必立徳立功、可大可久、経之以仁義、緯之以文武、深根固蒂、貽厥子孫、一言一行、以為軌範、垂之萬代、為不可易。（巻三晋武帝）

といいさらに、

夫人君之才、存乎遠大之略、在於文徳武功二途而已。其余無足観焉。文則経天緯地、詞令典冊、武則禁暴戢兵、安民和衆、此南面之宏図也。（巻二漢元帝）

と説明する。元帝がこれに悖るのは、鼓瑟、吹簫、和声、度曲のごとき、伶官の務むるところを得意としたからであり、晋の武帝は、呉を平定したあと、邪倭や呉伎を寵愛し、讒言を用いて正諫を拒んだからである。

しかし人君たるものは、いかに文武の略に称すべきものがあっても、武帝の論にもいうように、陰謀に仗らず仁義に由らなければならない（漢宣帝）。その仁義とはなにかの説明はないが、

夫立人之道、曰仁曰義。仁有愛育之功、義有断割之用。寛猛相済、然後為善。（巻四宋文帝）

というのは、文帝が寛仁にすぎて、太子の弑逆にあったことを評したものである。漢の宣帝は、聴政に意を尽くし、

賢良を擢用したが、峻法厳令という点で度量及ばず、光武帝の仁義にして図王の君なるに対し、刑名にして図覇の主というべきである。秦の始皇帝に至っては、仁義を棄てて威力を用いたものであって、「以て呑併すべくして以て守成すべからず、訓えを子孫に貽すこと貪暴あるのみ」である。北周の武帝も、雄才にしてよく華北を統一したが、それは猛将の奇才であって人君の度量ではない。

夫人君之量、必器度宏遠、虚己応物、覆載同於天地、信誓合於寒暄、然後万姓楽推而不厭也。（巻三偽楚桓玄）

なのである。一方、殷の湯王は、武力をもって葛伯以下の乱を平げ、三十六国を従えたが、焚を救い溺を拯い、もって天下を安んじたのであって、仁人というべきなのである。

このような仁義を兼備すべき人君であるから、道を修めるについては、当然、匹庶と殊なるものがなければならない。

人君者居尊高之地、執生殺之権、勢疾風雲、力摧山岳、其威徳大矣、其運行遠矣。夫修道法、冥以弘済為懐、仁恕為体。一物失所、若已納之於隍、推此心以及万類、則得道之真也。若乃沢不被於行韋、化不霑於海外。区区一分之善、亦何取焉。（巻四梁武帝）

ところが暗愚、暴虐の君主もあとを絶たず、夏の桀、殷の紂王をはじめ、漢の昌邑王賀（海昏侯）、斉の東昏侯らがとくに甚しい。しかし、それは人間の先天的な性質というものであり、それが帝位に即いて権力を得ることによって濫用されるものであるから、修道の法が肝要なのである。

人生而有嗜欲之性、愚智所同也。耳悦鏗鏘之音、目翫靡曼之色、口甘滋腴之味、身安逸楽之娯、此物之常情也。是故聖人制礼楽以防之、設師保以訓之、使人以名教自節、而趨仁義之道。（巻一殷紂王）

そのための東宮教育の方法としては、南朝にくだっての論であるが、制度的には従前の三公三少の制によることを是とし、その実際的な内容を充実させることのみを唱える。

公子曰、宋斉二代、廃主有五。並驕淫狂暴、前後如一。或身被殺戮、或傾墜宗社、豈厥性頑凶自貽非命、将天之所棄用亡大業者乎。

先生曰、夫木之性真匠者、揉以為輪、金之性剛工人、治以為器。豈天性哉。蓋人事也。唯上智下愚、特稟異気、中庸之才、皆由訓習。自宋斉已来、東宮師傅、備員而已。貴賤礼革、規献無由、具多以位升、罕由徳進、善乎哉、賈生之言曰、昔者成王、幼在襁褓之中、召公為太保、周公為太傅、太公為太師。保則保其身体、傅則傅之徳義、師導之教訓。此三公之職也。又置三少、曰少保、少傅、少師。是与太子宴者。故乃孩提有識。三公三少、固明孝仁礼義、以道習之、遂去邪人、不使見悪行。選天下端士孝悌博聞有道術者、以翼衛之、使与太子居処。故太子生乃見正事、聞正言、行正道、左右前後、皆正人也。夫習与正人居、不能無正。猶生長斉地、不能不斉言。習与不正人居、猶生長楚地、不能不楚言也。秦使逍高傅胡亥、而教之獄訟、所習者無非斬劓人、則夷人之三則。故胡亥、今日即位、明日射人、忠諫者謂之誹謗、深計者謂之妖言、視殺人刈草菅。豈胡亥之性悪哉。彼其所以導之者、非真理故也。故選左右、早教之最急、此五君者、稟凡庸之性、無周召之師、遠益友之箴規、狎小人之近習、以斯下質、生物楚言、覆国亡身、理数然也。（巻四斉東昏侯）

虞世南は、布衣の身から起って帝業を興したものを讃える。そこにとくに理論はみられないが、大別して二つの理由がある。一は匹夫の身から劒首を挺いてついに覇業を遂げた、その英雄の度量であって、漢の高祖、宋の武帝、陳

の武帝らである。二は閭閻から起ったために民の疾苦を知り、立身の倹素を忘れぬということで、斉の武帝と、やや広義にみて漢の宣帝があげられる。これらの諸帝のなかでは、やはり漢の高祖を評価し、ついで宋の武帝について「漢祖の風あり、光武の匹なり」といい、陳の武帝は「宋武に及ばず、斉高に優」り、隋の文帝などは、布衣から起ったといっても外戚の重によったものであり、猜忌の心をもって巫蠱のことおこり、時ならずして滅亡するのも天の亡すところである、としている。

また中興の業を重んじ、略においても「殷道復た興る」のように特記しているが、後漢光武帝論に中興の諸君主の論を集めて、

公子曰、自夏少康、殷太戊、祖乙、盤庚、武丁、至周宣、周平、漢光武、皆中興君。孰者為最。
先生曰、凡此諸帝、皆能興復先緒、光啓王業。其名則同、実則異何者。殷代数代王、因天変而修徳、或値政衰而自勉、中智行之、如或可。至周宣資邵公之力、漢宣倚博陸之強、有内主焉、非為難也。光武之世、籍思漢之民、誅残賊之莽、取乱侮亡、為功業易。至如少康、夏氏之滅、已二代矣（羿及寒浞）、藐然遺体、身存母孕、仍氏逃亡、生於他国、不及過庭之訓、曾無強近之親、遭離禍難、庇身非所、而能跨駈喪乱之間、遂成配天之業。中興之君、斯為称首。（巻二）

という。しかし、歴史的な時代観はともかくとして、独力で成しとげたことを重視するほかに、中興の意義を論ずるのでもなく、とくに注目に値いするところもない。

一代の英主と謳われる太宗は、秦王時代に文学館を開設したように、賢能の臣の登用にすこぶる意を用い、房玄齢、魏徴らはこれにこたえてよく太宗を輔け、貞観南もその有能な一人であったわけであるが、[20]この用賢についてはやはり強調するものがある。まず、夏の太康の論で公子の問に孝経の

天子有争臣七人、雖無道不失天下。（諫争章）

を引き、先生の答に

何代無賢用、焉不用。屈原非不智也、見放於楚。子胥非不忠也、流尸於呉。使二主能用両賢、則楚為七国之雄、呉作九州之伯矣。（巻一）

といって、その重要性を説く。伊尹、呂尚についてはもはや特筆しないが、太戊、武丁は、巫咸、傅説を得て殷道を復興し、宣王は召穆公を相とし、進んで賢良の尹吉父、南仲、方叔ら用いて周道を中興したとは、それぞれの略の主要記事である。晋の元帝が江南に再興したのは王導の輔佐により、斉の武帝はよく王倹に委任して「憲章攸に出て礼楽盛ん」となり、後斉の文宣帝は鄙穢忍虐をきわめたが、万機を楊愔に委ねて宗国を保全しえたのである。「宰相の人を得たること斯れ美となし」、「その任用の人を得たるをもって社稷存する所以」である。こうして伊尹と傅説、王導と謝安のごときは、「帝王論」のなかにあってとくに独立して論じられている。そしてこの用賢の論をしめくくるのは、後漢の光武帝論にみえるつぎの一節である。

古語云、帝者与師処、王者与友処、霸者与臣処。漢祖之臣、三傑是也。光武之佐、廿八将是也。光武豈得以劉禹、呉漢、進於張良、韓信者乎。…然漢祖功臣、皆以強盛誅滅、光武佐命、悉用優秩安全。君臣之際、良可称也。絶長補短、抑其次焉。（巻二）

虞世南の歴史観でもっとも特徴的なのは、王朝の興亡の原因を天意か人事か問うもので、結局、天命によって歴史が動き、あるいは歴史に期運があるということである。すでに冒頭の序において、公子に

歴観古今治乱之主、或年世長遠、或危亡殊滅。興喪之理、為何所由、豈天意乎、其人事乎。願釈所疑、以祛未寤。

と問わせ、先生がこれに「大哉、此之問也。」と答えているように、この問題は帝王略論の主題であるといえよう。陳の後主の論にそれがもっとも顕著であるが、全文を掲げるとつぎのごとくである。

公子曰、長城公所以亡、既聞之矣、此則人事不足、非天道焉。

先生曰、江左之地、国小兵弱。自呉晋已来、所以歴年数百、正以人和地険、用以自固。当陳末之時、随人新有天下、厲精為治、習兵講武、常有呑并之心、校其強弱、信不侔矣。若値明主賢臣、修徳撫衆、加礼隣敵、僅可保全四境、況至徳之末、任用非才、軍旅弛廃。江淮雖固、而弗之守、欲求不滅、其可得乎。然有期運、使之然也。

公子曰、何謂期運。

先生曰、陳氏永定元年、有会稽人史溥、為楊州従事。武帝受禅之日、溥倍闕庭、夜還宿黄門侍郎孔宗範舎。夢、人著朱衣武冠、自天而下、手執金版、上有文字。溥往看之、其文曰、陳氏五主卅四年。看畢、陵空而上。既覚、為宗範説之。宗範曰、吾年事已多、此夢若験、其子孫之憂矣。自武帝以至後主、実五世焉。従永定初迄禎明之末、又卅四載。諒知冥数已兆、非独人事。陳亡之歳、史溥尚存、故詳録焉、以説異也。（巻四）

すでに虞世南誕生後の話であるが、このような天運というものを確信しているのである。はたして劉知幾はこれを非難し、史記の同類の例を引いたのちに、

必如史公之議也、則亦当以其命有必至理無可辞、不復嗟其智能、頌其神武者矣、夫推命而論興滅、委運而忘褒

貶、以之垂誡、不其惑乎。自玆以後、作者著述、往往而然、如…虞世南帝王論、…或述江左陳氏之亡。其理並以命而言、可謂与子長同病也。（史通巻一六雑説上）

というのであるが、けだし当然の論であろう。

一方、人事のなすところというのは、たとえばつぎのごとくである。

公子曰、天元所行之事、出人意之表、詭譎奇怪、何太甚乎。

先生曰、夫太山之将崩、必因抜壌、樹之将折、皆由蝎蠹。国之将亡、必有妖孽。若夫天元、周之妖孽也。其詭譎奇怪、豈足怪乎。（巻五周宣帝）

斉の東昏侯、すなわち宝巻の字も冥数すでに彰らかであり、後斉の温公、すなわち後主も妖孽である。これら天意、人事が相参わって歴史が展開するというこの問題についての虞世南の結論は、あらかじめ序に示されている。さきほどの先生の答のつづきである。

夫人之生也、含霊稟気、異乎草木。有剛柔之性、喜慍之情。愛悪相攻、是非生矣。群而無主、能無乱乎。乃樹立君長、為之司牧、為善、則天降之福、禎祥至焉、為悪、則天報之禍、妖孽生焉。猶響之応声、影之随形、此必然理也。所謂禎祥者、非止黄龍、丹鳳、甘露、醴泉。如周碣磻之地、殷感傅巖之夢、是其祥也。所謂妖孽者、非必鬼哭、山鳴、日闘、星霣。如周之哀姒、曹之孫強、是其孽也。由是観之、天意人事、相参而成。

このように天が人間の運命を支配し、歴史の発展には天命によるところがあるという、一種の災異説であるが、これは、道仏二教の影響も交って六朝時代の史書にもみうけられる。虞世南は弱少の陳に生まれ、その滅亡、すなわち南朝の滅亡に際会し、隋に入っては煬帝の弑逆とともに兄を失った。このとき兄の身代りとするように宇文化及に請

うたことは前述したが、このことは貞観政要にも繰りかえしとりあげられ、虞世南には大きな事件であったと思われる。このあと宇文化及、竇建徳と僭立者に仕えて動乱の中を生きのび、秦王李世民に迎えられた。煬帝にも太宗にも毅然とした態度を貫いた虞世南であるが、この変革期に人生の大半を生きたことが、いよいよ運命論を固めていったものであろう。

そのような考えかたが仏教観にどう影響しているかとなると、さほど及ぼすところはなさそうである。仏教については、梁の武帝と周の武帝とに論がある。前者は武帝の晩年の信仰に関して一応の仏教観を示し、後者は道仏二教の排棄に関してこれを非としている。梁武帝論はいささか長いが、全文を掲げる。

公子曰、梁武帝、夷凶翦暴、克成帝業、南面君臨五十余歳、蓋有文武之道焉。至於留心釈典、桑門比行、以萬乗之君、為匹夫之善。薫修弗験、危亡已及。豈其道非邪、何福謙之無効也。

先生曰、夫釈教者、蓋出世之津梁、絶塵之軌躅。運於方寸之内、而超有無之表、塵累既尽、攀縁已息。然後入於解脱之門、至於化俗之法。則布施、持戒、忍辱、精神、禅足、智恵、是為六波羅密。与夫仁、義、礼、智、亦何殊哉。蓋以取修為因、其報為果。人修此六行、多皆不全、有一闕焉、果亦随減。是以朣明醜於貌而恵於心、趙壱高於才而下於位、羅裒富而無義、原憲貧而有道、其不同也。如斯懸絶、興喪得失、咸必由之。而下士庸夫、見比干割心、以為忠賢、不可為也。聞偃王之亡国、以為仁義、不足法也。若然者、盗跖高枕於東陵。荘蹻懸車於西蜀、考終厥命、良足貴乎。所望深識、君子得之於斯論。（巻四）

周武帝論にも、

釈氏之法則、有空而無滞、人我兼忘、超出生死、帰於寂滅、象外之談也。（巻五）

とはあるが、梁武帝論の後半は仏教からそれてしまい、六波羅密は仁義礼智とおなじであるとするのは、周武帝論のつづきに「王化に益あり、俗輿に乖くなし」というのに通ずる。それゆえに、仏教は肯定されるのである。

道教についても同様であるが、

老子之義、則谷神不死、玄牝当存、長生久視、騰龍駕鶴、区中之教也。

とあるのみで、さほど関心を示していない。

十

虞世南の帝王論の概要は以上のごとくであるが、略と異なって「文辞膚浅」というのではないが、各帝王ごとに略を受けて論じられるために、つまり各論のみであって総論がないために、その帝王像はなかなか摑みにくいものがある。しかし全巻を通じて、伝統的な儒教的な歴史観が濃厚で、それは例示した論のすべてに明らかであろう。したがって、殷の湯、周の文、武王のような古代の政治に理想を求めるのは当然であるが、虞世南は南朝の陳から宇文化及、竇建徳の配下、そして隋と乱世を変転して唐に入り、一転してその創業期に脚光を浴びただけに、そのなかに歴史の結果を肯定的に眺める一面があり、さらにまた災異説を信奉して天が人間の運命、ひいては歴史を支配すると考える相反した一面がある。そしてまた、帝王略論がおそらくは太宗の治政の参考のために執筆されたであろうだけに、その貞観初頭を窺わせる記述もみられる。周の平王が東遷して鎬京を放棄したのも、この遷都によって以後廿余世三百年のあいだ宗室を存続させたものであって、なんの譏るところはないといい、後漢の順帝や章帝をかなり評価し、ま

た陳朝の命運を天意によって定められたものとし、乏しいスペースに瑞祥、悪徴をおりこみ、あるいは東晋末の衰勢は張華、裴頠らの儒雅がいかに努力してももはやどうにも建てなおせるものでなく、命代の英雄が出現しなくては収拾できない、というごときである。

帝王略論は、正史の書目では史部雑史や子部雑家に著録されるが、ほかに虞世南撰の史書の名はみえない。太平御覧などに「史略」一条の引用があり、書名からいって史籍と思われるが、太平御覧巻首の経史図書綱目にみえず、記事の内容は、時事部春の項に引かれているように、取紅花というものである。(21) 史通によれば、隋の煬帝は著作郎のほかに起居舎人二員を置き、中書省に属して内史を担当させ、虞世南らをこれに任じて、時に人を得たものと称せられたという（巻一一史官建置）から、虞世南は隋において史官であった。通志の総序の曲筆を非難した例に、虞世南は修書に預り、父の虞荔や叔父の虞寄のために嘉伝を作ったとあるのは、陳史を撰述したことを意味するようである。しかしいずれも現在に伝えられないから、虞世南の史学はその姿をとどめず、その史観を窺えるものはこの帝王略論をおいてない。帝王略論はやはり史部に入れてよかろうが、本来、帝王学のテキストであって、その内容も王重民氏のいうほどではなくとも、かならずしも高度なものとはいえない。太宗の治政の参考ということであるが、むしろ太宗と「共に経史を観」、「論ずるごとに古先の帝王の為政得失に及」んだ論議の要約で、高宗以下が対象なのであろう。そのために、まずひととおり略史を述べ、それを受けて論ずる形式をとったが、当然のことながら論の前提となる事項がすべて略述されるわけはなく、諸帝王の比較論が多いなかで、その例、あるいは虞世南一流の比喩が、過程が省略され、飛躍を生じているのである。

しかし、虞世南のこれらの帝王論が、初唐の史学興隆の一役を担ったことは否定できまい。高祖の武徳五年末に詔

勅が発せられながら沙汰やみになっていた五朝史の編纂が、おそらくこの時期をはさんで、貞観三年から実現の運びとなったのである。ただし、虞世南はこの事業に直接参加しなかった。そして、太宗にその決断を促し、さらには親しく晋書の論賛の筆をとらせるほどの気運をつくったという形で、この事業に預ったことになるのであろうか。そうだとすれば、前朝史の官撰という唐代史学の特質の形成にも、大きな影響を及ぼしたことになるであろう。

本稿は帝王略論の概要を紹介するにとどまったが、虞世南の帝王論にはなお研究の余地がある。それにはまず、この書の利用の便宜をはかることが先決であろう。それは金沢文庫本、敦煌本、そして通歴などの引用文を集成することで、今後その点にも意を用いたいと思う。

註

（1）昭和七年（一九三二）一〇月二〇日付東京日日新聞で、巻頭の写真入りである。目睹書譚（一九四八年・弘文堂）所収。

（2）巴黎敦煌残巻敍録（一九三六年、商務印書館）。敦煌古籍敍録（一九五八年・同）所収。

（3）敦煌秘籍留真新篇上巻（一九四七年・国立台湾大学）。

（4）貞観政要巻二、巻一五にもとづく。なお、この章の記事は、内藤乾吉・虞世南について（書道全集第七巻・一九五五年・平凡社）に示唆されるところが大きい。

（5）陳書巻一九、南史巻六九虞荔伝。

（6）隋書巻六七、北史巻八三文苑虞世基伝。

（7）陳書巻三〇、南史巻六九顧野王伝。両唐志に「陳書三巻」とあるのは、史通巻一二に「陳史初有呉郡顧野王、北地傅縡、各為撰史学士、其武文二帝紀、即顧傅所修。」というものであろう。

(8) 隋志は一七四巻とするが、両唐志、崇文総目などは一七三巻、さらに宋志、中興書目などは一六〇巻とし、光緒一四年孔広陶刊の通行本も一六〇巻である。

(9) 唐会要巻六四文学館。

(10) 前掲、巴黎敦煌残巻敍録。

(11) 四明叢書第一集（一九三二年）。

(12) 金沢文庫図録上（一九三五年・幽学社）。

(13) 関靖・金沢文庫の研究、四七八—九頁（一九五一年・講談社）。

(14) 第四篇（新訂増補国史大系第六〇巻下）。

(15) 第二篇（国史大系巻五四）。

(16) 公氏の兄の在公は、弘安八年（一二八五）従三位に敍せられ、一〇年に歿したが、文章得業生になったのが貞永二年（一二三二）で、長経の康元二年（一二五七）よりかなり早い。公氏も長経より年長と考えられよう。

(17) 四庫全書総目提要巻一一七子部雑家。

(18) 旧唐書巻一五七、新唐書巻一六三馬総伝。

(19) 北史巻六、七、八斉本紀、巻一〇周本紀下、巻一一、一二隋本紀。

(20) 貞観政要巻二任賢第三。

(21) 虞世南史略曰、北斉盧士深妻崔林義之女、有才学、春日以桃花醾児面（醾荒内切洗面也）、呪曰、取紅花取白雪与児洗面作光悦、取白雪取紅花与児洗面作光沢、取雪白取花紅与児洗面作華容。（太平御覧巻二〇）